

市町村立病院・診療所の経営安定化と療養病床の維持 存続を求める要望意見書

市町村立病院・診療所（以下、「公立病院等」という。）は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めています。

しかし、道内の公立病院等の約60%が100床以下の小規模な病院等であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等によって非常に厳しい経営を強いられ、公立病院等の約77%が赤字となっている現状です。

現在、多くの公立病院等は、経営の効率化のために規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討していますが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は、安定経営を脅かしているばかりか、公立病院等の存続を検討する事態にまでなっています。また、一般会計からの繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する大きな要因となっています。特に、不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の早期改善が必要です。また、平成18年に医療制度改革関連法が成立し、介護療養病床を平成24年3月末で廃止、医療療養病床も大幅に削減する方針と共に、介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設が創設されましたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難となるばかりか、入居者を継続入所させることができなくなることが危ぶまれます。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出ることになります。

よって、政府においては、住民にとって必要不可欠な生活基盤である地域医療を市町村が守り維持していくため、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模な病院等の経営を安定させるため、次期診療報酬改定で診療報酬を増額すること。
- 2 公立病院等に対する地方交付税措置額の改善について、平成20年12月26日に増額措置が公表されたが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。
- 3 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持すると共に、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 3 月18日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 河 野 洋 平
- ・ 参議院議長 江 田 五 月
- ・ 内閣総理大臣 麻 生 太 郎
- ・ 総務大臣 鳩 山 邦 夫
- ・ 財務大臣・金融担当大臣 与 謝 野 馨
- ・ 厚生労働大臣 舛 添 要 一